



物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による低所得世帯の負担を軽減するため、国の交付金を活用し、住民税均等割のみが課税されている世帯に対し、給付金**1世帯あたり10万円**を支給します。

（令和5年度非課税世帯として、7万円を受給した世帯は対象外です。）

支給要件

対象	<p>令和5年12月1日時点で洲本市に住民登録があり、下記に該当する世帯</p> <p>①令和5年度の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯</p> <p>②令和5年度の住民税均等割のみ課税者、及び均等割非課税者で構成される世帯</p> <p>※対象となる収入：令和4年1月1日から令和4年12月31日</p>
対象外	<p>住民税均等割が課税されている人の税法上の扶養親族等のみからなる世帯</p> <p>＜対象とならない世帯の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別世帯の子（課税）に扶養されている親の世帯 ・単身赴任の方（課税）に扶養されている家族のみの世帯 ・親（課税）に扶養されている大学生などの単身世帯 <p>※対象となる収入申告：令和4年1月1日から令和4年12月31日</p>

支給手続き

1 洲本市が把握している「住民税均等割のみ課税世帯」



対象となる可能性がある世帯に、**市から「確認書」が届きます。**

A返送：必要事項を記入し、**令和6年5月31日までに返送してください（必着）。**

Bオンライン：QRコードからアクセスし、（本人確認書類・通帳等の



写しを添付して、**令和6年5月31日までに**
手続きしてください。

期限までに返信等がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。
返送せずに亡くなられた単身世帯の方には給付されません。

2 洲本市が把握していない「住民税均等割のみ課税世帯」

例・世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

・税の修正申告を行い、住民税所得割課税から住民税均等割のみ課税に変わった世帯

➔給付金を受け取るためには、**申請が必要**です。

こども加算について

住民税均等割のみ課税世帯または住民税非課税世帯で、18歳以下の児童を扶養している世帯には、**児童1人あたり5万円を追加支給**します。

対象世帯には、本体給付金（7万円または10万円）の支給後、「**支給のお知らせ**」を**送付します**のでお待ちください（口座変更がなければ手続き不要です。）

お問合わせ

洲本市 健康福祉部 福祉課 「物価高騰重点支援給付金」担当

TEL：0799-26-1166（受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く））